

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-27
処分の種類	漁業関係法令違反による休業中の漁業許可の変更、取消、行使の停止			
根拠法令条例等・条項	漁業法第36条第3項で準用する第39条第2項			
処分の概要	漁業権者が休業中に認められた漁業について、漁業関係法令違反による許可の変更、取消、行使の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止) 第三十九条 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。 2 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。</p>			
基準の制定根拠	—			